



※1 重継・・・重度かつ継続、高額治療継続者のこと。重度かつ継続に該当する方は次のとおりです。

ア 病名が、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害依存症等)の方

イ 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方（詳しくは、通院中の医療機関の主治医にお尋ね下さい。）

ウ 医療保険の高額療養費で多数該当の方（過去1年間に、高額療養費の支給回数が既に3回以上の方）

※2 育成医療の経過措置・・・精神通院医療においては適用されません。

【自立支援医療上限月額（精神通院医療）】